

事業番号：A-4-①

施策名：A. 公共交通施策

事業名：新たな交通手段の導入

実施地区 | 特定地区

【現状】

路線バスやコミュニティバスは、不特定多数の需要に対応した手段であり、一定の規模の移動需要が見込まれる場合に、効率的・効果的な運送が可能となります。区民の移動ニーズが多様化する中では、移動需要に見合った交通手段の導入が必要となります。

【進め方】

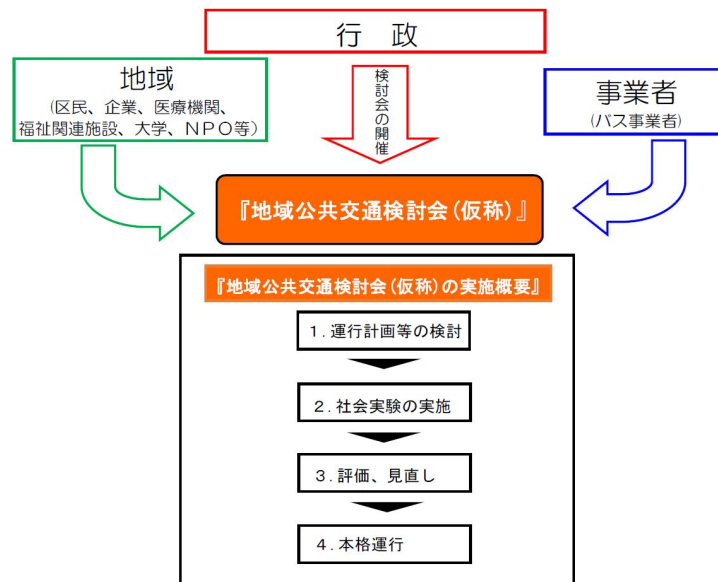
交通不便度が高くバスに対する需要が少ない地域において、地域が主体となり、事業者、行政と連携して「地域公共交通検討会（仮称）」を立ち上げ、新たな交通手段の運行を目指していきます。

足立区：地域や交通事業者の協力し、新たな交通手段の運行計画検討や社会実験運行を行っていきます。その後、効果検証等を踏まえ本格運行を目指していきます。

交通事業者：運行の最適なルートや収支予測など事業者としての立場から技術的助言を行っていきます。

区民：「地域公共交通検討会（仮称）」を立ち上げ、地域内の関連団体と連携しながら、地域における不便実態を集約し、地域の不便を解消できる新たな交通手段を検討していきます。また、利用促進活動を推進していきます。

【事業イメージ】



【スケジュール】

取り組み	短期	中期	長期
新たな地域公共交通の検討	●モデル地域（1箇所） 組織の立ち上げ→運行計画検討 →実証運行→本格運行	●その他地域（順次） 組織の立ち上げ→運行計画検討→実 証運行→本格運行	

➔

事業番号：B-①

施策名：B. 自転車施策

事業名：条例に基づく自転車の安全利用の推進

区全域

【現状】

足立区は自転車利用が多く、また、自転車マナーに関する改善要望も多くなっています。

【進め方】

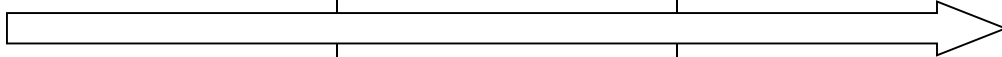
足立区：「自転車の安全利用に関する条例」に基づき、国、都、関係自治体、事業者及び関係団体との相互の連携及び協力の下に、自転車の安全な利用を促進するため、施策を総合的に実施していきます。その中で、交通事故が起こった場合の被害者の救済と加害者の経済的負担の軽減を図るため、自転車利用者の自転車損害賠償保険への加入促進も進めていきます。

関係団体等：自転車利用者に対し、自転車の安全な利用に関する意識の啓発に努めるとともに、区及び警察署が実施する自転車の安全な利用に関する施策に協力していきます。

区民：自転車の安全利用について理解を深め、歩行者、自転車及び自動車等が共に道路を安全に通行することができる環境の形成に努めるとともに、区が実施する自転車の安全利用に関する施策に協力していきます。

【スケジュール】

取り組み	短期	中期	長期
条例に基づく自転車の安全利用推進	継続実施		



事業番号：B-②

施策名：B. 自転車施策

事業名：自転車走行環境整備

区全域

【現状】

足立区は平坦な地形であり自転車利用が多く、鉄道駅周辺などでは自転車の事故も多く発生しているため、安全で快適な利用環境づくりが必要となっています。

【進め方】

足立区：今後、区の主要駅である竹ノ塚駅、六町駅、綾瀬駅周辺等において、短期的に整備を進め、中・長期的には都市計画道路等広域なネットワークの整備を進めていきます（西新井駅、北千住駅地区は整備済み）。関係機関と協議を行い、歩行者、自転車、自動車それぞれの安全性に配慮した上で、道路幅員等に応じ自転車走行環境の整備を進めていきます。

【自転車走行環境の整備事例】

西新井駅周辺（ナビライン、ナビマーク）



西新井駅周辺（ナビマーク）



【スケジュール】

取り組み	短期	中期	長期
自転車走行環境の整備	主要駅周辺等 (5地区)	都市計画道路等	
	→		→

事業番号：B-③

施策名：B. 自転車施策

事業名：自転車駐車場の整備

区全域

【現状】

区では、違法駐輪の解消を図り、道路の安全かつ円滑な利用を確保するため、駐輪施設の整備を進めています。

【進め方】

足立区：自転車の利用状況や民営自転車駐車場の設置状況を勘案して、自転車駐車場の新設を進めていきます。また駐輪施設の改修に合わせて、子ども乗せ自転車等に対応した施設の拡充に取り組んでいきます。

民間事業者：「足立区民営自転車等駐車場設置補助金」制度を活用した民営自転車駐車場の整備促進を進めていきます。

【自転車駐車場の整備事例】



大型車対応駐車スペース



民営自転車駐車場

【スケジュール】

取り組み	短期	中期	長期
自転車駐車場の整備	継続実施 (2020年まで2箇所)		
区営（新設・改修）	→	→	→
民営（新設・改修）	継続実施 (2箇所程度/年)		→

事業番号：B-④

施策名：B. 自転車施策

事業名：サイクルアンドバスライドの啓発

区全域

【現状】

サイクルアンドバスライドとは、出発地点（自宅など）から自転車で最寄のバス停までいき、バス停付近の自転車駐車場に駐車し、バスに乗り換えて目的地に向かうことです。

現在整備済の自転車駐車場でサイクルアンドバスライドとして活用できる自転車駐車場があります（例：宮城二丁目、椿二丁目、西新井六丁目等）。

【進め方】

足立区：サイクルアンドバスライドの存在や役割をPRし、民間事業者と協力しながら自転車利用者の公共交通利用を促進していきます。

区 民：サイクルアンドバスライドを上手に活用して、積極的に公共交通を利用していきます。

【サイクルアンドバスライドの整備事例】



(設置場所：宮城二丁目4番、都営バス宮城三丁目バス停まで約50m)

【スケジュール】

取り組み	短期	中期	長期
サイクルアンドバスライドの啓発	継続実施		

事業番号：B-⑤

施策名：B. 自転車施策

事業名：自転車シェアリングの拡充

特定地区

【現状】

ア. コミュニティサイクル「あだちやり」

竹の塚西、大師前、舎人公園駅下の3箇所の自転車駐車場において、相互乗り入れ可能なコミュニティサイクルを実施しています。

イ. レンタサイクル

北千住南自転車駐車場において、1か月単位で借りられるレンタサイクルを実施しています。

【進め方】

足立区：公共交通機関の補完、観光振興や産業振興等の視点を踏まえ、より効果的な自転車利用の促進を目指して、コミュニティサイクルの拡充や民間事業者との連携によるシェアサイクルの導入を検討していきます。

【コミュニティサイクルの導入事例】



【スケジュール】

取り組み	短期	中期	長期
コミュニティサイクルの拡充	継続実施（西新井地区の追加） →	継続実施の検討 →	
シェアサイクルの導入	検討・社会実験実施 →	本格導入の検討 →	

事業番号：B-⑥

施策名：B. 自転車施策

事業名：放置自転車対策

区全域

【現状】

駅周辺に放置された自転車は、路線バス、消防車、救急車の通行に支障をきたし、歩行者（特に高齢者や障がいをお持ちの方）の通行を妨げ、非常に危険です。

足立区では、放置自転車対策業務と駐輪場の管理運営業務を一体化した総合自転車対策業務委託を実施し、効率的な街頭指導及び撤去活動を行っています。さらに、家庭で不要になった自転車を路上に放置させない対策として、所定の場所に持ち込むことにより無料で自転車の引き取りを行っています。

【進め方】

足立区：23区で最も低い放置率を維持していくため、街頭指導員を効果的に配置することにより、駐輪場への誘導、店舗への指導を強化していきます。また関係機関と連携し、自転車の施錠を周知することで、自転車盗難に起因する放置自転車の削減を行っています（平成29年度足立区自転車放置率：0.3%）。

区民：自転車の施錠を徹底し、自転車を放置することなく駐輪場を積極的に活用していきます。

【放置自転車対策の事例】

無料引き取りポスター

放置自転車対策の取組み状況



【スケジュール】

取り組み	短期	中期	長期
放置自転車対策	継続実施		
	➔		

事業番号：B-⑦

施策名：B. 自転車施策

事業名：交通安全教育

区全域

【現状】

足立区では、幼稚園・保育園で交通安全教室を実施し、正しい道路の歩き方や横断歩道の渡り方を学びます。小学校では、「自転車安全運転免許証発行事業」、中・高等学校では、「スタントマンを活用した体験型交通安全教室」を実施し、交通安全意識の普及及び徹底に資する取り組みを行っています。

また、大人に対する交通安全啓発のため、地域での「スタントマンを活用した体験型交通安全教室」の実施、高齢者についても、自宅周辺での事故が多いことから「住区センター巡回交通啓発活動」等を行っています。

【進め方】

足立区・警察：交通安全教育を継続して実施するとともに、より多くの区民が交通安全教育を受ける機会を創出して交通事故の防止を進めていきます。

交通事業者：行政と連携しながら積極的に交通安全教育に参画し、交通安全の防止に取り組んでまいります。

区 民：交通安全教育を通して、交通ルールやマナーを正しく理解し実践していきます。

【交通安全教育の様子】



【スケジュール】

取り組み	短期	中期	長期
交通安全教育の実施	継続実施		
	➔		



事業番号：C-①

施策名：C. 交通基盤整備施策

事業名：都市計画道路等の整備

特定地区

【現状】

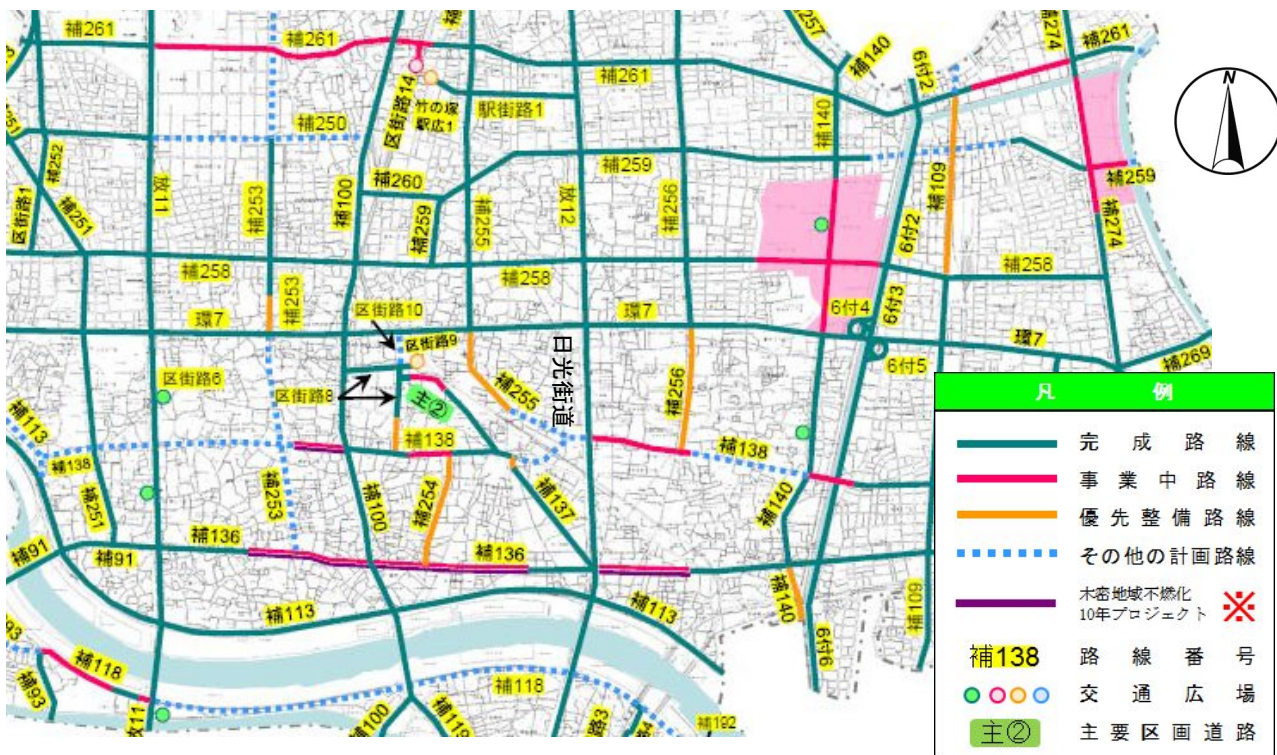
都市計画道路は、まちの骨格を形成し、活力のあるまちづくり、安心して暮らせる場を作り出す施設です。東京都と23区は、区部における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画：平成28年度から平成37年度まで）に基づき、計画的に整備を進めています。

区施行の路線は、補助第138号線（環七南通り：関原三丁目）と主要区画道路②（亀田トレイン通り：西新井栄町一丁目）、補助第258号線（環七北通り：六町加平橋六町側）、区画街路14号線（西竹の塚二丁目）になります。その他、都施行や区画整理事業で行う路線もあります。

新たな整備路線としては、用地測量中の補助第256号線（花畑大橋通り）を2019年度に事業認可を取得する予定です。

【進め方】

地権者や地域住民の理解と協力を得ながら、今後も事業を進めます。



【スケジュール】

取り組み	短期	中期	長期
都市計画道路等の整備	継続実施		

事業番号：C-②

施策名：C. 交通基盤整備施策

事業名：駅前広場の整備

特定地区

【現状】

駅の交通結節点機能の向上を図るため、駅前広場の整備を進めています。

【進め方】

足立区：今後、都市計画マスタープランで整備を駅前広場の計画を位置づけている竹ノ塚駅、西新井駅西口、牛田・京成関屋駅、北綾瀬駅において、地域や交通管理者、交通事業者と連携を図り整備を進めていきます。

【駅前広場の整備事例】

千住大橋駅前広場



北千住駅東口駅前広場



【スケジュール】

取り組み	短期	中期	長期
駅前広場の整備			
竹ノ塚駅西口	継続検討・実施 →		
その他の駅	継続検討・実施 →		

事業番号：D-①

施策名：D. 公共交通利用促進施策

事業名：モビリティ・マネジメントに関する検討・実施

区全域

【現状】

モビリティ・マネジメント（MM）とは、1人1人のモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等）に自発的に変化することを促す交通政策です。

公共交通の利用促進の取組みを支援する等の目的で、近年、各地で取り組まれるようになっていきます。

【進め方】

足立区：公共交通の更なる利用を促し持続的な交通を維持するため、行政が主体となり、居住者、企業、学校等を対象にMM施策を実施していきます。まずは、区民に対するわかりやすい公共交通情報の提供やイベント等を活用した公共交通の利用促進PRなどを行い、足立区に合った効果的なMM施策を研究していきます。

交通事業者：行政と連携しながら、利用者のみならず新たな利用者の増加に向けて、交通に関する情報を積極的に発信し、公共交通の利用促進に取り組んでいきます。

区民：区内の公共交通を維持していくため、公共交通の役割や利用方法を正しく理解し、自らに合った交通手段を選択していきます。

【モビリティ・マネジメントの取組イメージ】



公共施設や観光施設等への公共交通によるアクセス方法など追加で掲載

便利でわかりやすい公共交通情報の提供



川西市小学校で実施された授業の様子  
出典：川西市役所ホームページ

【スケジュール】

取り組み	短期	中期	長期
モビリティ・マネジメントの実施	内容検討・継続実施		
	→		

事業番号：D-②

施策名：D. 公共交通利用促進施策

事業名：バス利用サービスの拡充

区全域

【現状】

一部のバス事業者においては、交通系ICカード定期券や乗継割引の導入により、サービス向上が図られております。一方、ICカード導入には多大な費用がかかることから導入が困難な事業者も存在しますが、割引率の高い回数券の販売を行うことで利便性の向上を図っております。

【進め方】

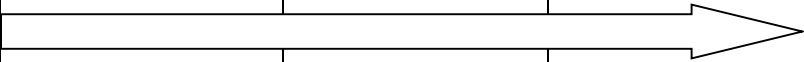
バス利用者の更なる利便性の向上のため、交通系ICカード定期券や乗継割引の導入について検討していきます。また、ICカードが利用できない路線については、割引率の高い回数券の情報発信を進め、利用サービスの向上を図っていきます。

【ICカード定期券イメージ】



【スケジュール及び実施機関】

取り組み	短期	中期	長期
バス利用サービスの拡充			
ICカード定期券・乗継割引の導入	継続検討・実施		



事業番号：D-③

施策名：D. 公共交通利用促進施策

事業名：バスロケーションシステムの導入（バス接近情報の提供）

区全域

【現状】

利用者がバス停で運行しているバスの位置を見ることができるよう、駅のはるかぜバス停で試験的な運用を始めています。

【進め方】

足立区：道路混雑によって、バスの定時性が確保できない時に、バス停でバスの走行位置をお知らせできる情報案内システムの導入や、携帯電話、パソコンで運行状況を調べることができるよう、地域BWA<sup>(※)</sup>の活用も含め運行状況の情報発信をバス事業者と連携して進めていきます。

※地域BWA：市区町村においてIT等の恩恵受けることができない人の解消、地域の公共サービス向上等に資する高速データ通信を行うサービス

バス事業者：利用者がパソコンや携帯電話で、区内を走行するバスの位置情報を把握でき（はるかぜ）るようにバス接近情報の提供を検討していきます。

【バスロケーションシステムの導入事例】

北千住駅西口バス停の事例



インターネット上における位置情報の提供事例（はるかぜ）



【スケジュール】

取り組み	短期	中期	長期
バスロケーションシステムの導入			
バス停での整備	継続実施		
インターネット上における位置情報の提供	継続実施		

## 総合交通計画の進行管理体制について(案)

## ・計画全体を進行管理する体制

## (仮称) 足立区総合交通計画推進会議 ※新設

## 【協議事項】

- 1) 計画の進行管理に関する事項
- 2) 計画に関する調査・研究に関する事項
- 3) その他、公共交通の維持・向上に関する事項

## 【構成員】

- ・ 学識経験者、国及び都職員、住民又は利用者の代表、交通事業者、道路管理者、交通管理者 等

## &lt;会議イメージ&gt;

- ・ 事業ごとに、進捗状況や課題等を報告
- ・ 課題や問題点等について解決策を議論

## ・交通手段導入を検討する体制

## (仮称) ○○地域公共交通検討会 ※新設

## 【協議事項】

- 1) バス導入に関する事項
- 2) バス以外の交通手段導入に関する事項
- 3) 地域内交通の利用促進に関する事項

※検討地域ごとに設置(将来的には複数の検討会を想定)

## 【構成員】

- ・ 学識経験者
- ・ 住民又は利用者の代表
- ・ 関係団体等 (民間企業、医療機関、福祉関連施設、大学、NPO等)
- ・ 交通事業者 等

検討案

## 足立区地域公共交通会議 ※既設

## 【協議事項】

- 1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- 2) バス等の旅客輸送を提供すべき地域、区間等に関する事項
- 3) 会議の運営方法その他会議が必要と認める事項

## 【構成員】

- ・ 学識経験者、住民又は利用者の代表、交通事業者、道路管理者、交通管理者、足立区 等

合意形成

# 財政支援の考え方について（案）

## ○現状の支援状況

	交通手段	運行形態	運行支援項目			(参考)導入経緯等
			①運行経費補助(又は委託)	②車両購入補助(又は区所有車)	③走行環境整備補助(バス停設置等)	
既 運 行 路 線	1.路線バス	事業者の自主性により運行	×	×	×	—
	2.はるかぜ	事業者提案により実現路線且つ自主運行	×	×	○ (H17覚書に基づく) ・バス停の新設や改良(ベンチ、点字ブロック、白線整備等)	H11年モデル事業実施(西新井～綾瀬) ・バス停の整備 ・シルバーバス利用者補填 H12年はるかぜ運行開始 ・独立採算運行
(参考)コミュニティバス運行他区の状況：18区中			運行補助：12区 委託運行：3区	購入補助11区 区所有 4区	15区	交通弱者対策、交通不便地域の解消等

## ○財政支援の考え方(案)

	交通手段	運行の形態	運行支援項目				
			①運行計画の検討調査費	②検証運行経費	③本格運行経費補助	④車両購入補助	⑤走行環境整備補助
既 運 行 路 線	1.路線バス	事業者の自主性により運行	—	—	×	×	×
	2.はるかぜ	事業者提案により実現路線	—	—	×	×	○ (H17覚書に基づく)
改 定 計 画 に お け る 新 規 路 	1.拠点間を結ぶバス交通(新規路線バス)	事業者の自主性により運行を計画	×	—	×	×	×
	2.不便地区のバス交通(コミュニティバス※)	不便地区改善のため、行政・地域・事業者でバス導入を検討	○	○ (参考事例) ・3,000万円/1路線・160日、赤字補填	▲	▲	○ (検証運行を行うためにも必要)
	3.不便地区の新たな交通手段(乗合いタクシーやデマンド交通)	不便地区改善のため、行政・地域・事業者でバス以外の交通手段導入を検討	○	○ (参考事例) ・乗合いタクシー：1,300万円/年、50%上限 ・デマンド交通：900万円/年、実績払	▲	▲	○ (検証運行を行うためにも必要)

▲ 検証運行の実績等を元に判断

※コミュニティバスとは、

交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、バス事業者等への委託等により運行するもの(11人未満の車両を用いる乗合タクシー含む) 出典：コミュニティバスの導入に関するガイドライン 国土交通省

▲検証運行等のスキーム（案）

※モデル地区で実施しながら、赤文字を検討していく

項目	条件（すべての条件を満たすことが必要）
導入地域の要件	①バス路線検討地区であること
	②バス路線検討地域居住者 5 名以上からの要請があること （地域住民と連携を取れる人が含まれること） ※連合会単位がベスト
	③地域住民の了解が得られ、検討組織を立ち上げられること
検討組織	①地域を代表した組織であること
	②バスの運行、継続に対して、持続的に支援する意思があること
	③交通事業者が参加する組織であること
運行計画	①既存路線と競合せず、日常生活における利便性が高まる路線とすること （駅、公共施設、病院、商業施設等への移動が容易になること）
	②バスが走行可能なルートかつバス停が整備できること
	③走行ルート周辺地域の理解が得られること
	④計算収支率が〇%以上であること （想定利用者×運賃等収入） / （便数、距離等経費）
	●適切なサービス水準の設定 ・運行距離〇km以内 ・運行便数〇本/h以内 ・運行時間〇時間以内 ・運賃〇円
	⑤法定会議（地域公共交通会議）で承認が得られること
検証運行	①検証運行期間は最大〇年間とすること ※利用実態中間調査を行い、課題の抽出、路線の見直しを実施
	②収支率が〇%以上であること
本格運行	①収支率〇%が維持されること
	②地域の継続的な利用促進活動が行われていること

▲検証運行等のスキームフロー図（案）

